

熊本城周遊バス運行事業要領

制定	平成18年	3月28日	市長決裁
改正	平成22年10月	6日	市長決裁
	平成23年	6月24日	交通政策総室次長決裁
	平成23年10月	1日	都市建設局長決裁
	平成26年10月	1日	都市建設局長決裁
	令和2年11月	4日	交通政策課長決裁
	令和5年	4月	1日交通企画課長決裁
	令和6年	3月31日	市長決裁
	令和7年	8月	8日公共交通推進課長決裁

この要領は、「熊本城周遊バス運行事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）で規定する補助金の対象となるバス運行事業の要件等を定めたものである。

1 路線・運行に関すること

(1) 運行路線

ア 観光客の集客に効果的なルートを提案し運行すること。

イ 補助交付を申請する路線の中に、以下の停留所を必ず設置すること。バス停数は指定しない。

(ア) JR九州 熊本駅

(イ) 桜町バスターミナル

(ウ) 熊本城（二の丸駐車場）

(エ) 桜の馬場観光交流施設駐車場

(2) 運行間隔及び本数

ア 原則として通年運行とする。

イ 運行間隔は、20分間隔を原則とする。

ウ 運行開始・終了時間及び運行本数については、乗客の増員に対応するため、曜日及び季節によって変動があることを妨げない。（例：繁忙期の増便、イベント時の増便等）ただし効率的な運行時間を設定すること。

(3) 運賃

ア 原則として均一料金とする。

イ 割引乗車券を設けること。

2 補助対象経費の範囲及び算出方法ほか

(1) 補助対象経費の範囲

補助対象経費は別表に定める「熊本城周遊バス運行事業補助金算定項目」（以下「算定項目」という。）によるものとする。ただし、「熊本市環境政策課熊本城周遊バスEVバス導入事業に係るバス車両等使用契約書」に定める経費を除く。

また、補助対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする。

(2) 算出方法

算定項目に基づいて算出した経費の額から収入の額を差し引いた額を基準額とする。

(3) 補助金の限度額

補助金額は、前述の基準額を元に当該年度の予算の範囲内で市長が決定する。

(4) 運賃収入以外の収入について

車両内での広告及び様々な広報広告活動等を積極的に行い、収益の増収を図ること。

3 使用するバス車両

(1) 運行に使用するバス車両は、熊本市が補助対象者に対し無償貸与するものの他、要綱に定める補助対象者の所有するバス車両とする。

(2) 貸与する車両数は車4台とし、車両の仕様及び貸与開始時期については別途通知する。

(3) 前号に掲げるもののほか、EV車1台を無償で利用できるものとし、車両の仕様及び使用開始時期については別途通知する。

(4) 運行に必要なバス車両の設備については、熊本市において設置する。但し下記のア～オについては、補助対象者が設置するものとする。

- ア 運賃箱
- イ タッチ決済機器（IC データボックス）
- ウ バスロケーションシステム機器
- エ デジタルタコグラフ
- オ ドライブレコーダー

(5) その他

- ア 代替車については市が貸与するものの外は補助対象者において措置すること。
- イ バス車両の維持管理については、補助対象者が行うこと。
- ウ バス停標識、周辺案内板の設置に係る経費については予算の範囲内において熊本市において負担する。

4 路線の認定について

(1) 路線の認定

補助対象事業計画は、熊本県地域公共交通協議会熊本地域ブロック部会及び運輸局の承認を得られるものであること。

(2) その他

市長が別に定める審議会において選定された補助対象事業計画については関係機関（警察、運輸局等）からの指導等により変更する場合がある。

5 本市からの協力事項

(1) 熊本国際観光コンベンション協会との連携促進

熊本城周遊バス運行事業の周知及び乗客数の増加のための広報宣伝活動については熊本市及び熊本国際観光コンベンション協会と協力の上行うこととする。

(2) 路線沿線上の観光施設入場料減免の便宜供与

ア 熊本城二の丸駐車場内及び桜の馬場観光交流施設駐車場内のバス停の設置及び駐車料金については、要件を満たす場合において、補助対象者からの申請に基づき許可及び減免することができる。

イ 熊本市及び熊本県が設置する観光施設を訪れる場合は各施設の入場料等の減免について協力することができる。

6 補助対象事業計画の申請について

(1) 申請書

- ア 補助対象事業計画書（様式1～様式5）
- イ 関連資料（任意様式）

(2) 申請期限及び提出先
別途通知する。

附 則

この要領は、平成18年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月8日から施行する。

別表

熊本城周遊バス運行事業補助金算定項目

	項 目	内 容
収 入	1 運賃収入	現金収入、一日乗車券、バスカード、さくらカード等 その他、車外販売乗車券を含む
	2 広告料収入	周遊バスにかかる広告収入
	3 その他雑収入	寄付金、協賛金、事故にかかる保険金収入等
経 費	1 運転費	
	(1) 人件費	バスの運転に従事する運転士に支払った賃金、その他諸手当
	(2) 各種保険料	運転士にかかる健康保険、厚生年金、社会保険の事業主負担
	(3) 被服費	運転士に支給する被服費
	(4) バース使用料	桜町バスターミナル等の使用料
	(5) 燃料油脂費	バスの運行のために消費した燃料費、油脂費
	2 運輸管理費	
	(1) 損害保険料	自賠責保険及び任意保険
	3 車輛保存費	
	(1) 修繕費	バスの修繕、保守、点検及び車検に要した費用
	(2) 重量税・自動車税	バスにかかる重量税及び自動車税
	4 その他諸経費	バス及び運転士にかかる備品消耗品費、乗車券及び時刻表の印刷 費、広報にかかる経費、熊本県バス協会負担金等
	5 運行管理費	支出1～4の合計額の30パーセント